

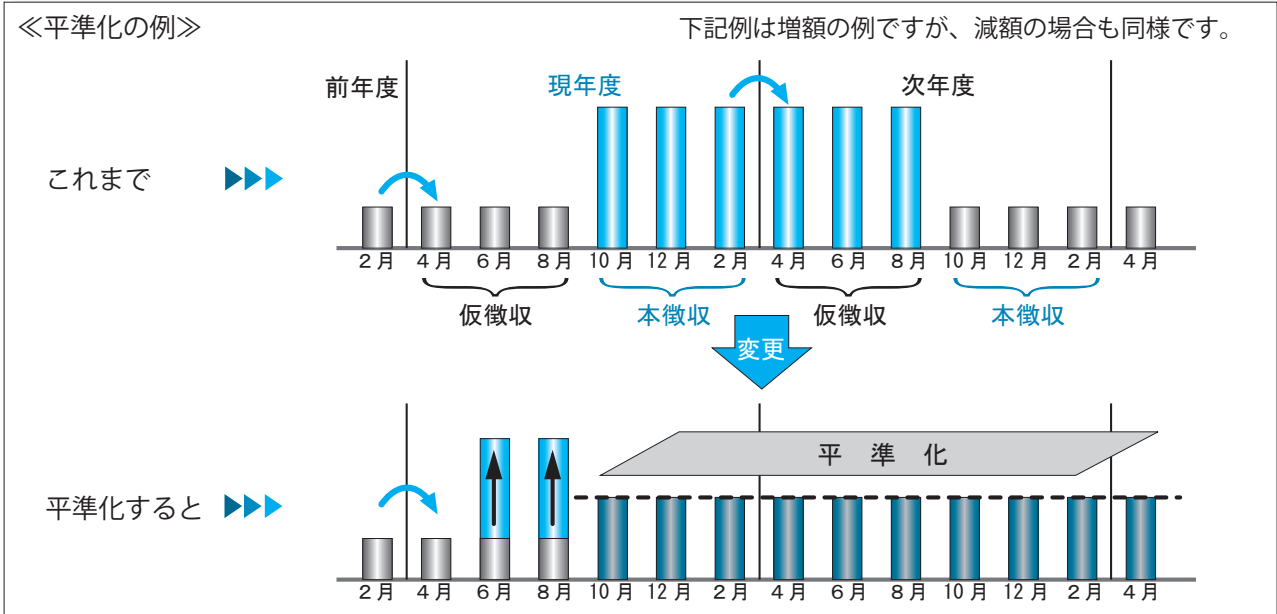
納付する金額のバラツキをなくするため

## 介護保険料・後期高齢者医療保険料を平準化します

### ▼「平準化」とは？

…特別徴収（年金天引き）における年度前半（4、6、8月）の「仮徴収」と後半（10、12、2月）の「本徴収」において、納付額に大きな差が生じる場合に納付額を調整する方法です。

これにより、1回当たりに納付する保険料額が年間を通してほぼ同額になるため、特定の期間の年金受給額が大幅に減少することがなくなり一定に保たれることになります。



### ▼「平準化」の対象となるかたは？

…保険料の納付額に大きな差があるかた（対象となるかたには後日通知をいたします）。

### ▼いつから？

…対象となるかたは、6月の特別徴収（年金天引き）から納付額が変更になります。

※本徴収の保険料は平成21年中の所得によって7月に決まります。所得が大幅に変わられたかたは、同額にならない場合がありますのでご了承ください。

■問い合わせ 税務出納課町民税係（☎85-6132）

## 軽自動車税について

納期限は 5/31 (月) です



### ●軽自動車税を口座振込されるかたへ

軽自動車税を口座振込で納められたかたに対しての車検時に必要な納税証明書は、6月中旬に発送します。

ただし、発送までの間に車検を受けられるかたには随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、お手数ですが引き落としの確認できる預金通帳をご持参のうえ、税務出納課町民税係までおいでください。

### ●軽自動車税の減免について

身体障がい者のかたの軽自動車の減免は毎年申請が必要です。平成22年度の申請の期間は、5月中旬（納付書が届いた日）から5月24日（月）（納期限の7日前）までです。

※平成22年度より、肝機能障害1級～3級のかたも減免の対象になります。

◇申請の際にお持ちいただくもの

- ①身体障害者手帳
- ②免許証
- ③軽自動車税の納付書
- ④印鑑

※ただし、障がいの種類や等級により該当にならない場合もありますので、税務出納課までお問い合わせください。

■問い合わせ 税務出納課町民税係（☎85-6132）